その他告示

○外務省告示第二百三十八号

日本国政府は、令和五年五月十八日に欧州復興開発銀行総務会が承認した「欧州復興開発銀行を設立する協定の改正」の受諾書を令和六年七月二日に欧州復興開発銀行に寄託していたところ、同協定第五十六条1及び3の規定に従い、同改正のうち第十二条1の改正については、令和七年六月二十六日に効力を生じ、第一条の改正については、同年七月二十二日に効力を生ずる。

（令和七年三月二十六日付け及び同年四月二十二日付け欧州復興開発銀行通報）

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百三十九号

令和六年八月一日にビシュケクで、ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億円
3　贈与の供与期限　令和十三年四月三十日
4　署名者
日　本　側　合田秀樹在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十号

令和六年八月一日にビシュケクで、国際空港航空交通管制施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　国際空港航空交通管制施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億五千三百万円
3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　合田秀樹在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十一号

令和六年八月一日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億四千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　合田秀樹在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十二号

令和六年九月十一日にアスタナで、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億七千三百万円
3　署名者
日　本　側　山田淳在カザフスタン大使
国際連合開発計画側　カタジナ・ヴァヴィエルニヤ在カザフスタン事務所代表

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十三号

令和七年三月七日にアスタナで、カザフスタン共和国における統合的なダム管理システムを用いた洪水制御計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　統合的なダム管理システムを用いた洪水制御計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億二百万円
3　署名者
日　本　側　飯島泰雅在カザフスタン大使
国際連合開発計画側　カタジナ・ヴァヴィエルニヤ在カザフスタン事務所代表

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十四号

令和七年二月二十三日にアンマンで、マアン県における給水監視制御システム導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マアン県における給水監視制御システム導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億三千四百万円
3　贈与の供与期限　令和十一年一月三十一日
4　署名者
日　本　側　浅利秀樹在ヨルダン大使
ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十五号

令和七年二月二十四日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国におけるタイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　タイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億四千二百万円
3　署名者
日　本　側　中島洋一在イエメン大使（サウジアラビアにて兼轄）
国際連合児童基金側　ピーター・ホーキンス在イエメン事務所代表

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十六号

令和七年五月十四日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億千万円
3　贈与の供与期限　令和九年五月三十一日
4　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
パキスタン側　カジム・ニアズ経済省次官

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十七号

令和七年五月二十八日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億三千百万円
3　贈与の供与期限　令和九年六月三十日
4　署名者
日　本　側　山田重周在マダガスカル臨時代理大使
マダガスカル側　ラスルアリス・マリー・マルセリヌ技術・職業教育大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子